3　連結損益計算書及び連結包括利益計算書 年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書 ⑴　連結損益計算書 （表略） （記載上の注意） 1～8　（略） 9　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。 ⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。） ⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額 ⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。） 10　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。 11　（略） ⑵　（略） ⑶　連結損益及び包括利益計算書 ［「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合］ （表略） （記載上の注意） 1～9　（略） 10　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。 ⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。） ⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額 ⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。） 11　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。 12・13　（略） 14　親会社株主に帰属する当年度純利益金額又は親会社株主に帰属する当年度純損失金額を構成する項目のうち、当該事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、13の注記と併せて記載することができる。 4・5　（略）	3　連結損益計算書及び連結包括利益計算書 年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書 ⑴　連結損益計算書 （表略） （記載上の注意） 1～8　（略） （新設） （新設） 9　（略） ⑵　（略） ⑶　連結損益及び包括利益計算書 ［「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合］ （表略） （記載上の注意） 1～9　（略） （新設） （新設） 10・11　（略） 12　親会社株主に帰属する当年度純利益金額又は親会社株主に帰属する当年度純損失金額を構成する項目のうち、当該事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、11の注記と併せて記載することができる。 4・5　（略）